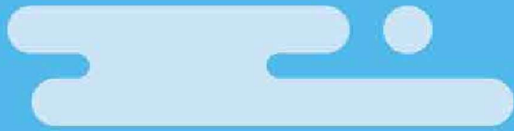




マレーシア2023年度国家予算案スナップショット Developing Malaysia MADANI

2023年2月25日

はじめに	4
2023年度国家予算案 - 主要財務指標	5
2023年度国家予算案- 歳入と歳出	6
法人税	7
優遇税制	8
間接税	10
個人所得税	11
印紙税	12
その他	12
略語	13
お問い合わせ	14



マダニ予算は、その名にふさわしく、RM3,861億という驚異的な予算配分となりました。RM3,861億のうちRM2,891億は経常支出、RM970億は開発支出に充当されました。

サステナビリティ、思いやり、尊敬、革新、繁栄、そして信頼 - これらは、2023年度国家予算案で提案された数々の施策の根底に流れるコアバリューです。国民の財政再建と農村開発に重点を置き、MSMEの成長を強化していることは心強いことです。GDP成長率が4.5%という控えめな見通しではありますが、2023年度国家予算案によって、国家と国民がポストパンデミック時代に踏み出すとき、経済は活性化するものと確信しています。



Yee Wing Peng
Chief Executive Officer



はじめに



Sim Kwang Gek
Country Tax Leader

「Developing Malaysia MADANI」をテーマとし、2023年度予算は新統一政府の下での初予算であり、経済を牽引する施策である復興、税収の増加、強固な統治の定着、そして国民への配慮に重点が置かれている。

2023年度の予算配分額はRM3,861億で、歳入はRM2,915億とわずかに減少すると予想されているが、財政赤字は2022年度のGDP比5.6%から5%に縮小すると予測されている。これは、営業支出の減少、補助金漏洩の減少、補助金の対象を絞ったアプローチの計画によるものである。一方で、2023年度の開発支出はRM970億

と、昨年のRM716億に比べて大きな配分を受けており、これらは首相が演説で強調したように、国民に最大の利益をもたらすプロジェクトに割り当てられている。

税収の観点からは、2023年度予算では、高所得層から税収を得るための施策に加えて、税務に関して非準拠であったり、滞納している企業に焦点を当ててことを目指している。

2022年比で税収が総収入の4%増加すると予測されていることからわかるように、T20グループへの課税、贅沢品税、自主的な情報公開プログラムなどの措置によって、徴税は強化されるはずである。徴税は総歳入の74.9%、GDPの15.4%を占めており、依然として政府の歳入に最も貢献している。

年間の課税所得がRM35,001からRM100,000の間にある個人の個人所得税率が2%引き下げられることは、M40グループにとってより高い可処分所得をもたらすので、M40グループにとって歓迎すべき提案である。2%の減税は税収の減少につながるが、減税した分は消費拡大という形で経済に還元されるため、影響は最小限にとどまるはずである。この提案は240万人の納税者に利益をもたらすことが期待されている。

2024年からの未公開株式の処分にかぶたるキャピタルゲイン税を導入する案は、実施前に慎重に検討する必要がある。マレーシアにおけるM&A活動への影響、マレーシアのインバウンドM&Aの魅力、ビジネスを行う上でのコスト、株式処分から生じる損失の税

務処理およびグループ内再編のための免除の可能性などを考慮する必要がある。政府がこの提案をより詳細に検討するために、関係者と協議する予定であることは心強いことだ。キャピタルゲイン税の導入によって得られる追加的な税収と、企業へのマイナス効果を比較検討する必要がある。現在、シンガポールでは、キャピタルゲイン税は課されていない。

母なる地球を守ることも同様に重要である。2050年までにネット・ゼロを達成するための政府の努力を示すために、2023年度予算は、二酸化炭素の回収・貯蔵活動や電気自動車充電設備の製造を行う企業に対するグリーン投資を奨励するための新たな税制優遇措置を提案している。

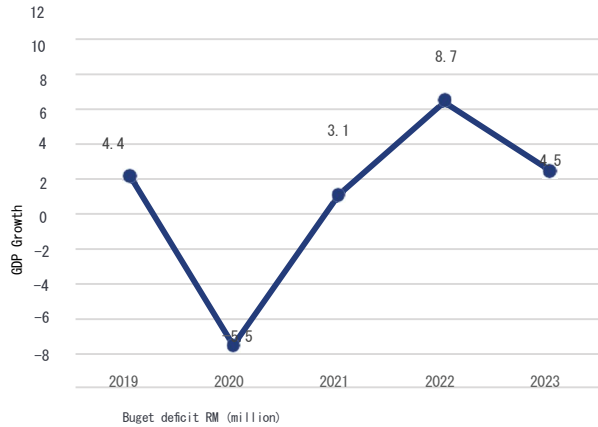
全体として、2023年度予算では、財政再建と景気回復の強化のバランスを取りつつ、国民の福利を保護しようとしている。政府はまた、国民の信頼を強化し、行政の誠実さを守ることに尽力している。世界的な逆風にもかかわらず、マレーシアは、より強い内需と効果的な政府によってエンデミック・フェーズに移行するため、4.5%の成長を予測している。マレーシアのMADANI精神を受け入れ、より強く明るい年になることを楽しみにしましょう。



2023年度国家予算案 主要財務指標一覽

GDP成長率

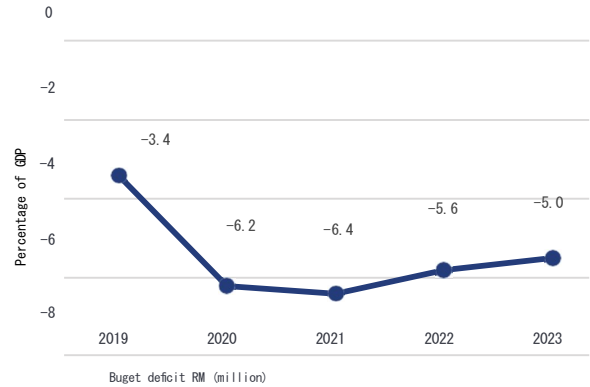
COVID-19のパンデミックの結果、2020年のマレーシア経済は5.5%縮小しました。2020年末には経済回復の兆しが見え始め、2021年には3.1%の成長を記録しました。この勢いは今後も続き、2022年のGDP成長率は8.7%、2023年は4.5%と予測される。



Year	GDP (constant 2015 prices) RM (million)	% Change
2019	1,423,952	4.4
2020	1,345,144	-5.5
2021	1,386,738	3.1
2022	1,507,306	8.7
2023	1,574,632	4.5

財政赤字

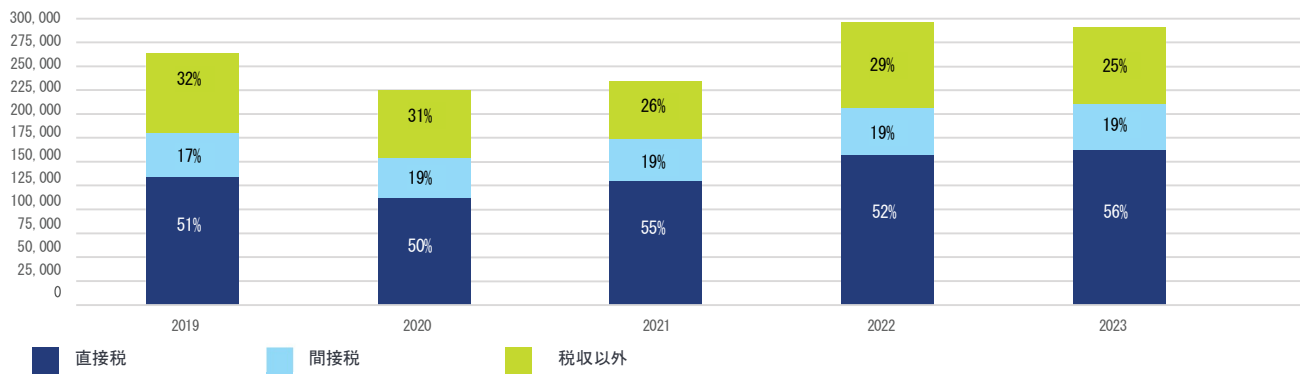
政府が様々な国民支援策や企業向け景気刺激策で支出を行ったため、財政赤字の対GDP比は2019年の3.4%から2020年は6.2%、2021年は6.4%と増加した。2022年の財政赤字は5.6%に縮小し、2023年は5.0%に若干改善される。



Year	財政赤字 RM (million)	% GDP
2019	-51,498	-3.4
2020	-87,645	-6.2
2021	-98,740	-6.4
2022	-99,482	-5.6
2023	-93,940	-5.0

総収入に対する税収の割合-直接税・間接税別の内訳

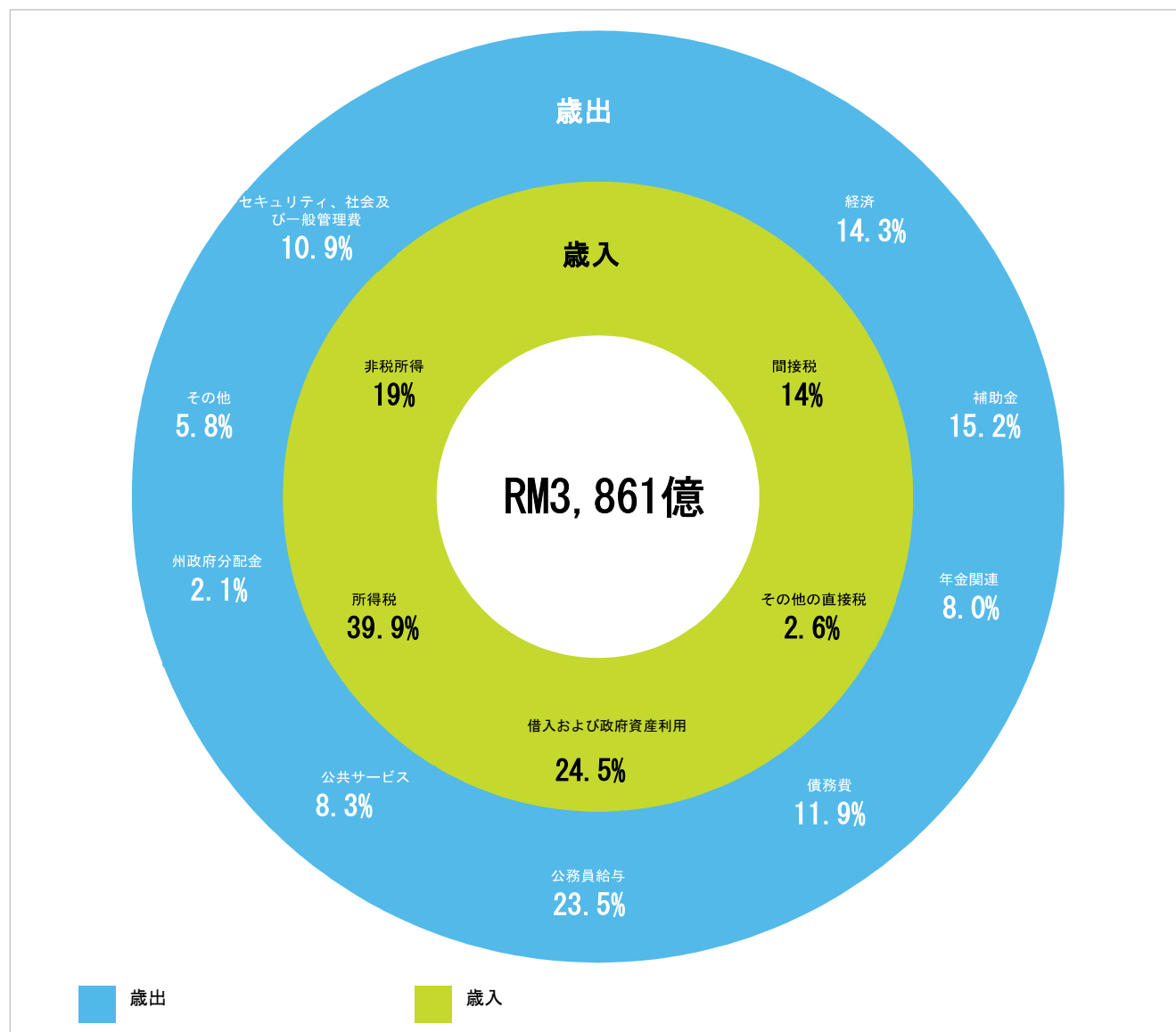
徴税は、連邦政府全体の収入に大きく寄与している。直接税は、間接税と比較して総収入のより大きな割合を占めており、2019年から2023年にかけて総収入の50%以上を占めている。



Year	直接税		間接税		税収以外		総収入	
	RM (million)	% Change	RM (million)	% Change	RM (million)	% Change	RM (million)	% Change
2019	134,723	3.6	45,843	4.1	83,849	42.5	264,415	13.5
2020	112,511	-16.5	41,887	-8.6	70,677	-15.7	225,075	-14.9
2021	130,116	15.6	43,588	4.1	60,048	-15	233,752	3.9
2022	153,476	18.0	55,289	26.8	85,592	42.5	294,357	25.9
2023	164,140	6.9	54,130	-2.1	73,230	-14.4	291,500	-1.0

Sources: Ministry of Finance -Economic Reports

2023年度国家予算案 歳入及び歳出



	2022	2023
財政赤字 (% of GDP)	-5.6%	-5.0%
連邦政府収入	RM294.4 billion	RM291.5 billion
経常支出	RM292.7 billion	RM289.1 billion
開発支出	RM70.2 billion	RM96.3 billion
COVID-19 基金への割当	RM31 billion	-

Sources: Ministry of Finance –Economic Reports



法人税

キャピタルゲイン課税

賦課年度2024年から非上場株式の売却に伴うキャピタルゲイン課税が導入される可能性があります。

コメント:

政府が提案するキャピタルゲイン課税は、国の税収を押し上げる戦略的手段として注目を集めています。参考に他国のキャピタルゲイン課税の取り扱いは以下のとおりです。

他国	キャピタルゲイン課税の取り扱い
香港	株式持分の処分によるオフショア利益を課税対象のパスシブ所得の一部と見なしています。 また、2023年3月中旬に、株式持分の処分によるオンショア利益に対する税制の強化の協議を開始します。
インドネシア	インドネシア居住者の会社が得るキャピタルゲインには、標準の法人税率で課税されます。
タイ	キャピタルゲインは通常の所得税の対象となり、キャピタルロスは他の課税所得と相殺できます。
フィリピン	キャピタルゲインは通常の所得税の対象となります。
ラオス	キャピタルゲインは通常の所得税の対象となります。
カンボジア	資産・株式の売却益は所定の税率で課税されます。

キャピタルゲイン課税への多様なアプローチは、さまざまな部門や利害関係者に及ぼす潜在的な影響を慎重に検討し、評価する必要があります。

零細・中小企業 (MSME) の税率

MSME のRM150,000までの課税所得に対する税率は、賦課年度2023より17%から15%に引き下げられます。

商用車以外の電気自動車のレンタル費用の損金算入

商用車以外の電気自動車のレンタル費用の損金算入上限額は、賦課年度2023から賦課年度2025までRM300,000に引き上げられます。

育児に対する既存の優遇税制の延長

雇用主による職場での保育施設の設置を支援することを奨励するために、政府は育児に対する既存の優遇税制の延長を検討しています。

持続可能で責任ある投資に連動するスクークの発行費用

賦課年度2023年から2027年までの5年間、マレーシア証券委員会に承認または許可された、持続可能で責任ある投資にリンクされたスクークの発行費用について損金算入できます。対象費用リストは法規により追って規定される見込みです。

マレーシア証券取引所への上場費用

テクノロジーベース企業及びMSMEによるACE、LEAP市場への上場費用の現行の損金算入限度額(RM150万)が賦課年度2023年から2025年の3年間延長されます。また、BURSAメイン市場へのテクノロジーベース企業の上場費用にも適用されます。



「GMT と QDMTT は予算演説とそのAppendicesで具体的に言及されていませんが、この重要な世界的な税制改革に関するマレーシアの方向性は予算タッチポイント資料に記載されています。ただし、時期については、2024年か2025年かという疑問が残っています。予算タッチポイント資料には2024年が記載されていますが、2025年を開始年としている香港、シンガポールよりも先行するのか疑問に思っています。いずれにせよ、GMTの影響を受ける可能性のある納税者は、GMTが与える影響を早めに評価する必要があります。」

Tan Hooi Beng
International Tax Leader





優遇税制

新産業マスタープラン 2030

- ・投資インセンティブは、新産業マスタープラン 2030（2023年の第3四半期に発表予定）に沿って、段階的な税率に向けて再構築され、質の高い活動と地元の人材の採用に重点が置かれます。
- ・インセンティブ投資の監視も強化されます。

製造業、サービス業、農業における加速度償却（ACA）

- ・優遇税制の対象に農業も含まれます。
- ・自動化の対象にIndustry 4.0の採用も含まれます。
- ・資本支出控除上限を増額してRM1,000万に統一します。
- ・2023年1月1日から2027年12月31日にMIDAとMAFSが受理した申請が対象。

マレーシア産ハンディクラフトへの支出に対する特別控除

2023年1月1日から2025年12月31日における適格マレーシア産ハンディクラフトへの支出は、RM150,000を上限に特別控除が与えられます。

受刑者・元受刑者の雇用に関する控除拡大

高齢者、前科者を雇用する会社に対する控除拡大は、以下の施設の受刑者・元受刑者を含むものとします。

- ・マレーシア刑務所管轄のHenry Gurney School および
- ・賦課年度2023年から2025年に社会福祉局に登録された保護リハビリ施設や非政府系ケアセンター

AI自動回収機のスポンサーに対する控除

- ・AI自動回収機のスポンサーに対し控除が与えられます。
- ・2023年4月1日から2024年12月31日に財務省が受理した寄与/スポンサーシップが対象。

電気自動車の充電設備製造業者

- ・賦課年度2032まで法定所得の100%免税、または
- ・5年間の適格支出100%を各賦課年度の法定所得100%と相殺するITA
- ・2023年2月25日から2025年12月31日までにMIDAが受理した申請が対象。

二酸化炭素回収・貯留（CCS）

- ・自社でCCS活動を行う会社：
 - 10年間の適格資本支出の100%を法定所得の100%と相殺するITA
 - 2023年1月1日から2027年12月31日まで、CCS技術の設備につき輸入税と売上税が免税、および
 - 活動開始前5年間に発生した損金算入可能な費用の損金化
- ・CCSサービスを行う会社：
 - 10年間の適格資本支出の100%を法定所得の100%と相殺するITA、または
 - 法定所得の70%が10年間免税
 - 2023年1月1日から2027年12月31日まで、CCS技術の設備につき輸入税と売上税が免税
- ・CCSサービス利用フィーの損金控除
- ・2023年2月25日から2027年12月31日までにMOFが受理した申請が対象。
- ・控除は賦課年度2023から2027の法人税申告書で行います。





優遇税制

閉鎖型養鶏に対する優遇税制

賦課年度2023から2025の100%に発生した適格資本支出と同額の加速度償却（ACA）および同額に対する免税。

優遇税制の延長

対象	延長年数	
造船および船舶修理産業	5年	2023年1月1日から2027年12月31日にMIDAが受理した申請
食品製造プロジェクト	3年	2023年1月1日から2025年12月31日に農業食品安全省（MAFS）が受理した申請。環境管理農業による農業プロジェクトも対象とする。
高付加価値活動を行うマレーシアの新規・既存航空宇宙会社	3年	2023年1月1日から2025年12月31日にMIDAが受理した申請
マレーシア移転に対する優遇税制および電気電子産業のC-suite対象個人の個人所得税率15%	2年	2024年まで
BioNexus資格会社	2年	2023年1月1日から2024年12月31日にMalaysian Bioeconomy Development Corporationが受理した申請 さらに法定所得免税は70%から100%に引上げ

「潜在価値が高い投資プロジェクトに対する政府の承認迅速化への努力、および様々な投資奨励機関の合理化を期待します。優遇税制申請と処理の官僚主義的対応の削減へのイニシアチブは、透明性、効率性、経済成長を促進し、国家への外国からの直接投資を促す前向きな動きです。」

Tham Lih Jiun

Global Investment and Innovation Incentives (Gi³) Leader





間接税

GST

現在のところ、政府は低賃金、生活費の上昇、インフレ圧力などを背景に、GSTの導入を計画していません。より適切な時期に見直しを行う予定です。

贅沢品税の導入

政府は、贅沢品の種類(例:高級ブランド時計、ブランドファッション商品)に応じた最低額の贅沢品税を導入することを提案しました。具体的な導入時期については言及されていませんが、2023年に開始することが提案されています。

ニコチン含有製品への物品税の課税

電子タバコやペープに使用されるニコチンを含む液体やゲル製品には、ニコチン含有製品に対する物品税が課されます。発効日については言及されていません。

ニコチン代替療法製品の免税

2023年4月1日から2026年3月31日までに受け付けた申請に対し、3年間ニコチン代替療法製品の輸入税・売上税が免除されます。

スタジオ・撮影所での製作用設備の輸入税・売上税免税

スタジオ機器、製作およびポストプロダクションサービスの提供者を対象とした、スタジオおよび撮影製作用設備の輸入税および売上税が免除されます。2023年4月1日から2026年3月31日までにMOFが受理した申請に対して有効です。

電気自動車関連の輸入税・物品税・売上税免税の延長

- 国内組立電気自動車用部品の100%輸入関税免除を2027年12月31日まで延長。
- 現地組立のCKD電気自動車に対する100%の物品税と売上税の免除を2027年12月31日まで延長。
- 輸入CBU電気自動車の100%輸入税・物品税免除を2025年12月31日まで延長。

個人タクシー・ハイヤーの処分に係る物品税および売上税の免除

個人が所有するタクシーの販売・譲渡・私的使用・廃棄に関する物品税および売上税免除が延長されます。2023年3月1日からの申請に対して有効。バジェットタクシー、エグゼクティブタクシー、TEKSIM、空港タクシー(バジェット・ファミリー)、ハイヤーが含まれます。



「GSTを導入せず、代わりに贅沢品への課税のような対象を絞った税制に焦点を当てるという決定から明らかのように、この予算は平均的なマレーシア人の生活費を削減するという政府の目標に沿ったものです。企業は、間接税の自主的開示プログラムの延長を歓迎するでしょうが、これは税関の税収増にも役立つはずです。」

Tan Eng Yew
Indirect Tax Leader





個人所得税

居住者個人に係る所得税率の変更

個人所得税率は、賦課年度 2023年から以下のとおり変更されます。

課税所得 (RM)	現在の税率 (%)	提案された税率 (%)
35,001–50,000	8	6
50,001–70,000	13	11
70,001–10,000	21	19
100,001–250,000	24	25
250,001–400,000	24.5	
400,001–600,000	25	26
600,001–1,000,000	26	28

医療費の所得控除

- 賦課年度2023年から、医療費の所得控除はRM8000からRM10,000に引き上げられます。
- 範囲は、自閉症、注意欠陥多動性障害、世界的発達遅滞、知的障害、ダウン症候群および特定の学習障害に対する介入支出を含むように拡大され、以下のようにRM4,000に制限されます。
 - マレーシア医師会に登録された開業医が認定した診断評価
 - 2016年Allied Health Profession Actに基づいて登録された医療専門家が実施する早期介入およびリハビリテーションプログラム

生命保険料の所得控除

賦課年度 2023年から、生命保険料に対するRM3,000の所得控除が任意のEPF拠出にまで適用されます。

保育所に支払う費用の所得控除

登録された保育所又は幼稚園への支払いに対するRM3,000の所得控除は賦課年度2024年度まで延長されます。



「富裕層に対する富裕税の世界的な傾向を目の当たりにしています。今回の2023年度予算改定でそのような提案が見られたことは驚くべきことではありません。」

0.5%-2%の税率を引き上げるという提案と贅沢税の導入の可能性は、T20にある程度の影響を与えるでしょう。しかし、一般の納税者の負担に比べればおそらく影響は小さく、2023年の修正予算で国民の幸福に焦点を当てた広範な措置が導入されました。」

Ang Weina
Global Employer Services Leader





印紙税

家族間の不動産譲渡

親子、祖父母及び孫の間の財産の譲渡のために発行される証書に対する2023年4月1日からの印紙税は、次のとおりとなります。

- 不動産価値がRM1,000,000まで - 100%の免除
- RM1,000,000を超える金額 - 50%の免除

上記の印紙税の扱いは、被譲渡人がマレーシア国民の場合にのみ適用されます。

貸付/資金調達契約に対する印紙税免除期間の延長

2023年1月1日から2024年12月31日までに締結された貸付/資金調達に関する契約の印紙税が免除されます。

教育ローン・奨学金契約の名目印紙税

あらゆる教育訓練機関において、certificateレベル(教育/技能/専門職)を含むすべてのレベルの教育を受けるための教育ローン/奨学金契約に対する印紙税がRM 10に固定されます。2023年6月1日から締結された教育ローン・奨学金契約に適用されます。

初めて住宅を購入する人のための印紙税免除

RM500,000~1,000,000の最初の住宅購入のための不動産譲渡証書とローン契約の印紙税が75%免除されます。



その他

特別自主開示制度

IRBとRMCDは2023年6月1日から2024年5月31日まで、自主的な情報開示に対する罰則を免除します。

スポーツ振興に関する税額控除

初期レベルのスポーツ振興を行う非営利団体への寄付を行う個人または法人に対して、総所得の10%までの寄付金控除が与えられます。

また、過去にナショナルアスリートであった者を雇用する雇用主には控除を与えることも提案されています。

慈善病院の非課税と寄付者の税額控除

Company Limited by Guaranteeとして登録されている慈善病院には、慈善事業に要した費用について所得税が免除されます。

慈善病院に寄付した者には、総所得の最大10%の寄付金控除が与えられます。

映画産業への貢献

マレーシア国立映画開発公社 (FINAS) 傘下のTabung Komuniti Filem and Pembangunan Filem Kenegaraanへの寄付金に控除が与えられます。



略語

Accelerated Capital Allowance	ACA
Carbon Capture and Storage	CCS
Corporate Income Tax	CIT
Effective Tax Rate	ETR
Electric Vehicle	EV
Global Minimum Tax	GMT
Goods and Services Tax	GST
Gross Domestic Product	GDP
Inland Revenue Board	IRB
Income Inclusion Rule	IIR
Income Tax Return Form	ITRF
Investment Tax Allowance	ITA
Malaysian Investment Development Authority	MIDA
Micro, Small and Medium Enterprises	MSME
Ministry of Agriculture and Food Security	MAFS
Ministry of Finance	MOF
Multinational Company	MNC
Organisation for Economic Co-operation and Development	OECD
Qualified Domestic Minimum Top-up Tax	QDMTT
Ringgit Malaysia	RM
Royal Malaysian Customs Department	RMCD
Transitional Safe Harbours	TSH
Undertaxed Profits Rule	UTPR
Year of Assessment	YA



お問い合わせ

Business Tax Compliance and Advisory



Sim Kwang Gek
Managing Director
kgsim@deloitte.com
+603 7610 8849



Chan Mark Keat Jin
Japanese Services Group
Executive Director
marchan@deloitte.com
+603 7610 8966

Japanese Services Group

統括	渡 喬 (Takashi Watari)		Director	twatari@deloitte.com
Audit	西山 直志 (Naoyuki Nishiyama)		Manager	nnishiyama@deloitte.com
Tax	秋元 啓孝 (Hiroyuki Akimoto)		Senior Manager	akimoto@deloitte.com
Financial Advisory	大倉 淳二 (Junji Okura) ※シンガポール駐在		Director	juokura@deloitte.com
Risk Advisory	梶下 翔太 (Shota Sugishita)		Senior Manager	shsugishita@deloitte.com
Consulting	油屋 就介 (Shusuke Aburaya)		Director	shaburaya@deloitte.com



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Malaysia

In Malaysia, services are provided by Deloitte Tax Services Sdn Bhd and its affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.